

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第五十五号

平成二十八年

十月七日

金 曜 日

目次

規 則

○山梨県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第三十七号

山梨県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十月七日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則

山梨県立職業能力開発校管理規則(昭和四十七年山梨県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

二〇名
二〇名

を

二五名
二〇名

に、

校長が別に定
める。

を

校長が別に定める。

に、

所長が別に定
める。

を

所長が別に定める。

に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番